

平成28年度九州大学大学院法学府
修士課程入学試験問題（秋季）

憲法

【注意】 問題ごとに答案用紙を分けること。それぞれの答案用紙の解答部分冒頭に、いずれの問題に対する解答であるかがわかるよう、適宜問題番号等を記載すること。

問1 委任立法の意味について説明したうえで、日本国憲法上、委任立法の限界をどのように統制すべきかについて、判例をも踏まえて論じなさい。

問2 憲法31条について、その保障内容およびその適用範囲について、論じなさい。

（参照条文）

憲法31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。